

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 16 年 1 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、二級河川「原田川（単独河川 21 番）」、砂防指定地内河川「郷川（竹原市 36 番）、本郷川（大崎町 2, 3, 4 番）」に係る河川現況台帳の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、郷川、本郷川の河川現況台帳について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 16 年 1 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 26 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 16 年 1 月 21 日付け東広建竹第 314 号による行政文書不存在通知書は、開示請求書に記載したとおり、河川法が適用されない普通河川についても、竹原支局が自らの裁量権により河川法の規定を準用していることを公式文書（再弁明書）において認めていることから、郷川及び本郷川にかかる河川現況台帳（準用台帳として保存）は当然に存在するものと考えられるにもかかわらず、当該文書を隠匿しているとの疑義がある。
- (2) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (3) 広島県は、「（前略）砂防河川の管理に当たってすべての河川法の取扱いによって管理していると述べているわけではない。以上のことから、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書として、異議申立人の趣旨に合致するものは存在しないため、開示

することはできないとした本件処分は妥当である。」と一方的に決めつけている。

- (4) しかし、「広島県が裁量権をもって独自に河川法を準用した場合は、その準用したことによる結果（申請に対する許可審査に当たって参考とした具体的な基準に関する判断の事実関係）が記載された『準用台帳として保有』されている河川現況台帳」は当然に存在すると考えるのが妥当であることから、開示請求の対象とした行政文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 河川現況台帳とは、河川法（昭和39年法律第167号）第12条の規定により河川管理者がその管理する河川について調製し保管することとされている台帳の一つであり、河川現況台帳に記載すべき事項は、河川法施行令第5条により具体的に規定されている。

- 2 河川法の対象とする河川は、同法第3条の規定により一級河川及び二級河川であり、普通河川はその対象とされていないため、普通河川について河川法の適用はない。

開示請求の対象とされた郷川及び本郷川は普通河川であるため、河川法の適用はなく、同法に基づく河川現況台帳は両河川について存在しない。

なお、砂防法（明治30年法律第29号）第11条の2の規定により、都道府県知事は砂防河川について砂防の台帳（砂防指定地台帳及び砂防設備台帳）を調製し保管することとされており、砂防河川の郷川及び本郷川についてのこれらの台帳は広島県（竹原支局）において調製、保管している。

- 3 異議申立人は普通河川について河川法が適用されないことを承知の上で、郷川及び本郷川における河川現況台帳（準用台帳）の開示を請求しているが、両河川については砂防の台帳（砂防指定地台帳及び砂防設備台帳）以外に作成された河川の台帳は存在しない。

- 4 河川法による河川現況台帳と砂防法による砂防の台帳の内容を比較すると共通・類似する事項も含まれているが、砂防の台帳は砂防法に基づく台帳であり、河川法を準用して作成された河川現況台帳ということとはできない。

したがって、両河川について河川現況台帳（準用台帳）は存在しない。

そもそも、「準用」とは、ある事象に関する規定を、それと類似する他の事象について、必要な変更を加えて働かせることをいう。本来の規定について何ら変更を加えず、そのままあてはめる場合は、「準用」ではなく「適用」になる。

- 5 平成15年12月10日付け東広建竹第236号の再弁明書中、「河川法の適用のない砂防指定地内普通河川について河川法上の考え方を準用する」と記述した趣旨は次のとおりである。

広島県砂防指定地管理条例により、砂防河川において橋梁等の工作物を設置し、砂防設備を占用しようとするときは、同条例第3条及び第4条の許可が必要とされている。

しかしながら、同条例には申請に対する許可審査に当たっての具体的な基準が定められていなかったため、同条例の根拠である砂防法と目的を共通にする河川法の占用

許可の考え方を参考にして判断したと述べているものであって、砂防河川の管理に当たってすべて河川法の取扱いによって管理していると述べているわけではない。

以上のことから、条例第2条第2項に規定する行政文書として、異議申立人の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、原田川、郷川、本郷川の河川現況台帳の開示を求めたものであり、実施機関は、郷川、本郷川の河川現況台帳について、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、砂防指定地内普通河川での橋りょう設置に対する不許可処分に係る平成15年12月10日付け東広建竹第236号の再弁明書（以下「再弁明書」という。）で、実施機関が「河川法の適用のない砂防指定地内普通河川について河川法上の考え方を準用する」と述べていることに関して、普通河川である郷川、本郷川の河川現況台帳も河川法（昭和39年法律第167号）を準用し、作成しているはずであると主張する。

実施機関は、河川法により、河川管理者がその管理する河川について、河川現況台帳を調製し保管することとされており、その対象となる河川は、一級河川及び二級河川であり、普通河川は対象となっていないと説明する。

また、実施機関は、再弁明書で「河川法上の考え方を準用する」と述べているのは、砂防設備占用の許可申請に対する審査基準であって、砂防河川管理の全てではないと説明する。

当審査会において、河川法（昭和39年法律第167号）及び河川法等の施行に関する規則（昭和40年広島県規則第24号）を見分したところ、同法第3条及び第12条の規定により、この法律でいう「河川」とは、一級河川及び二級河川のことであり、河川管理者は、その管理する「河川」について、河川現況台帳を調製し、これを保管しなければならないとされている。

しかしながら、郷川、本郷川は河川法が適用されない普通河川であるため、実施機関が河川現況台帳を調製していないとしても不自然ではない。

さらに、当審査会において、再弁明書を見分したところ、砂防指定地内の「車道橋設置の不許可処分の審査方法・基準」について記述されており、砂防指定地内の河川法が適用されない普通河川における砂防設備の占有許可の取扱いにあたって、河川法の一部を準用しているにすぎず、砂防河川管理の全てについて準用しているのではないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

以上のことから、「開示請求の対象とされた郷川及び本郷川は普通河川であるため、河川法の適用はなく、同法に基づく河川現況台帳は両河川について存在しない。」とする実施機関の主張は不合理なものではなく、本件対象文書を作成又は取得していない

として不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 3. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 4. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 6. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 7. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 7.26 (平成 24 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8.21 (平成 24 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 9.18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授